

登録番号 第 23959 号

トドメ MF<sup>®</sup>乳剤

●移植後 14 日から使用できるノビエ専門の水稲用後期除草剤です。  
 ●有効成分メタミホップ配合で、高葉齢のノビエ（7 葉期まで・移植水稲）の他、キシウスズメノヒエ、アゼガヤにも効果を示します。  
 特長： ●展着剤は不要で、耐雨性にも優れます。  
 ●取りこぼしや後発のノビエを防除する、茎葉処理除草剤です。

トドメ MF は科研製薬(株)の登録商標です。

|            |                                                                                         |      |                    |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------------|
| 有効成分       | メタミホップ・・・4.9%                                                                           | 包装   | 200ml×30<br>1L×10  |
| その他化管法該当成分 | ナフタレン(化管法第 1 種)・・・5.0%<br>メチルナフタレン(化管法第 1 種)・・・12.5%<br>N-メチル-2-ピロリドン（化管法第 1 種）・・・10.0% |      |                    |
| 性状         | 淡黄赤色澄明可乳化油状液体                                                                           | 有効年限 | 4 年                |
| 毒性         | 普通物 <sup>※</sup>                                                                        | 危険物  | 第 4 類第 3 石油類 水溶性液体 |

※普通物：「毒物及び劇物取締法」（厚生労働省）に基づく、特定毒物、毒物、劇物の指定を受けない物質を示す。

## 【適用雑草の範囲及び使用方法】

2023 年 6 月 7 日付内容

| 作物名  | 適用雑草名                    | 使用時期                                         | 使用量<br>(薬量)   | 使用量<br>(希釈水量)   | 本剤の<br>使用回数 | 使用方法             | メタミホップを含む<br>農薬の総使用回数 |
|------|--------------------------|----------------------------------------------|---------------|-----------------|-------------|------------------|-----------------------|
| 移植水稲 | ノビエ<br>キシウスズメノヒエ<br>アゼガヤ | 移植後 14 日～<br>ノビエ 7 葉期まで<br>但し、<br>収穫 50 日前まで | 200<br>mL/10a | 25～100<br>L/10a | 2 回以内       | 湛水散布又は<br>落水散布   | 3 回以内                 |
| 直播水稲 | ノビエ<br>オオクサキビ            | は種後 10 日～<br>ノビエ 6 葉期まで<br>但し、<br>収穫 50 日前まで | 200<br>mL/10a | 25～100<br>L/10a | 2 回以内       | 雑草茎葉散布<br>又は全面散布 |                       |

## 使用上の注意事項

- (1) 本剤はノビエの 7 葉期まで（ただし、直播水稲は 6 葉期まで）有効なので、時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は、生育段階によって効果にフレが出るので、必ず適期に散布するように注意すること。本田内に再生するキシウスズメノヒエは再生茎 6 葉期まで、アゼガヤ（一年生雑草）は草丈 60 cm まで、オオクサキビ（一年生雑草）は 5 葉期までが本剤の散布適期である。
- (2) 散布液は所定の濃度に調製し、使いきること。
- (3) 広葉雑草には効果がないので、広葉雑草が混在する圃場ではそれらに有効な剤と組み合わせて使用すること。
- (4) 雑草茎葉にかかるよう散布すること。
- (5) 散布する際はまきむらのないように均一に散布すること。
- (6) 湛水条件で散布する場合は、水の出入りを止めて湛水のまま均一に雑草茎葉散布又は全面散布し、少なくとも 3～4 日間は通常の湛水状態（水深 3～5 cm 程度）を保ち、散布後 7 日間は落水、かけ流しはしないこと。
- (7) 直播水稲に使用する場合は、薬害をさけるためには種後 10 日以降に使用すること。

- (8) 以下の水田では初期生育の抑制を生じるおそれがあるので使用をさけること。
- 1) 砂質土壌の水田及び漏水田（減水深 2 cm／日以上）
  - 2) 軟弱徒長苗を移植した水田
  - 3) 極端な浅植や深植をした水田
- (9) 周辺作物（特にイネ科作物）に対して、薬害を生じるおそれがあるので、飛散しないように注意して散布すること。また、散布田の水田水をこれら作物に灌水しないようにすること。
- (10) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合や異常気象時は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

#### 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法-----

- (1) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (2) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- (3) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (4) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (5) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

#### 水産動植物に有毒な農薬については、その旨-----

水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。

#### 引火し、爆発し、又は皮膚を害する等の危険のある農薬については、その旨-----

危険物第四類第三石油類に属するので火気には十分注意すること。

#### 貯蔵上の注意事項-----

火気や直射日光をさけ、低湿な場所に密栓して保管すること。